

### 相続発生のご連絡

まずは、お近くの支店またはお取引店に、お電話(またはご来店)にて、お知らせください。

- ・被相続人さま(お亡くなりになった方)のお取引(ご預金の入出金等)を停止させていただきます。
- ・公共料金等の自動引落としをご利用の場合は、引落とし口座の変更手続きをお願いいたします。
- ・投資信託の分配金、公共債の利金・償還金は、亡くなられたことのお届け後も、引き続き指定口座へご入金いたします。

### 必要書類のご準備

- ・「戸籍謄本」(被相続人さまの出生から死亡までの連続した戸籍謄本の原本)または、法務局が発行する「法定相続情報一覧図の写し」(原本)。
- ・印鑑証明書(原本)(相続人さま全員のもの)。
- ・遺言書、遺産分割協議書、家庭裁判所の審判書等があれば原本をご準備ください。

### 相続人さま全員で依頼書を記入

- ・みなと銀行専用の「相続手続依頼書」をお渡しします。
- ・「ご署名・ご捺印」欄には、各相続人さまが『自署』し、それぞれのご実印を押捺ください。(ご実印は鮮明に押捺ください。)

### 銀行窓口へ提出

- ・原則、お取引店にご提出ください。
- ・お取引店が遠方の場合は、お近くのみなと銀行本支店へご相談ください。
- ・ご来店の際には、ご預金等の相続手続をされる方の『ご実印』をご持参ください。